

2015年度「経済援助給付奨学金(自然災害による被災者対象)」申請要項(在學生)

1.申請資格

以下の(1)~(4)の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)岩手県・宮城県・福島県・茨城県のうち、東日本大震災により災害救助法が適用された市区町村に、家計支持者(学費負担者)が居住していたこと(2011年3月11日時点)。
- (2)東日本大震災により家計支持者【学費負担者もしくは生計を一にする同居親族(2親等以内)】が所有する住家(借家は除く)について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「全焼」・「全流失」・「大規模半壊」であること。または家計支持者(学費負担者)が死亡した場合。
- (3)家計支持者(学費負担者)の2014年分(2014年1月~12月)の収入・所得が、以下のア、イのいずれかを満たすこと。
 - ア. 給与収入のみの場合
収入金額(源泉徴収票の支払金額)が567万6千円未満であること。
 - イ. 給与収入以外の収入がある場合(例:自営業者や会社員で、事業所得や不動産所得がある)
合計所得金額が400万円以下であること。
- (4)2014年度以前入学生でかつ2015年度も継続して本学に在学していること(ただし、2015年度に休学を予定している学生や修学延長生は除く)。

2.給付金額・給付日

(1)給付金額

2015年度学費前期分相当額(専門職大学院を除く大学院については1期分相当額)

学部 : ・授業料の半額
・施設設備費の半額
・実験実習料の半額

大学院(専門職大学院を除く):
・在学料の半額
・施設設備費の全額
・実験実習料の全額

専門職大学院: ・在学料の半額
・施設設備費の半額

※学費減免を受ける場合には、減免後の金額を給付額の算定基礎とします。

(2)給付日

5月下旬振込予定

※2015年度より学費への充当方式から給付方式へ変更となります。

(3)その他

- ア. 学部生の諸会費(学友会費・父母連絡会費・学会費)は免除します。
- イ. 2015年度より学費の充当方式から給付方式へ変更となったため、学費の納入が必要となります。納入期限までにお振り込みください。大学登録の学費負担者住所に変更がある際には、変更後すぐに最新の住所への変更手続きを行ってください。

3.申請方法

※本奨学金申請の際には、申請資格(1)～(4)を満たすことをよく確認してください。

※提出期限を越えての申請は一切受け付けできません。

(1)提出期限

2015年3月17日(火) 必着

(2)提出先

「6.お問い合わせ先」の受付窓口に、郵送(郵便事故を防ぐため、必ず簡易書留又は特定記録をお願いします)または直接ご持参ください。

(3)提出書類

	提出書類	提出区分	備考
①	経済援助給付奨学金(自然災害による被災者対象)申請書(別紙1)	全員必須	
②	被災建物に関する登記事項証明書(所有者事項証明書)	2015年度から新規に申し込む方 ※2014年度以前に提出している場合は不要です。	原本が必要です。法務局で発行されます。
③	住民票の写し	全員必須	世帯全員分の情報(続柄を含む)が記載されている原本が必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
④	家計支持者(学費担当者)の2014年分(2014年1月～12月)の収入に関する書類	全員必須	・給与収入のみの場合 勤務先発行の源泉徴収票(原本)。別紙2に貼付してください。 ・給与収入以外の収入がある場合(例:自営業者で、事業所得や不動産所得がある) 確定申告書第一表・第二表の控えのコピー(税務署受付印があるもの)。
⑤	被災状況がわかる書類	・被災状況が変更になった方 ・2015年度から新規に申し込む方 ※2014年度以前に提出している場合は不要です。	・住家が被災した方 被災状況変更後の罹(り)災証明書 ※被災地の県市区町村役場・消防署が発行したもの。コピー不可。 ・家計支持者(学費負担者)の死亡 死亡が確認できる証明書。
⑥	口座振込依頼書(別紙3)	全員必須	・本人名義の口座を指定してください。 (詳細は別紙3へ)

※公的機関発行の証明書(登記事項証明書、住民票、罹災証明書等)については、原則として発行から3カ月以内に取得したものを添付してください。

※申請内容により、電話での確認や必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。

※提出された書類は返却いたしません。

4.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人(学生)と父母または家計支持者(学費負担者)へ郵送で通知します。その後、期限までに誓約書が提出されると奨学金が給付されます。

5.その他

(1)学部生を対象とする経済援助給付奨学金(所得条件型:従来の父母年収合計300万円以下)との併給はできません。また、他の奨学金についても併給できない場合があります。

(2)申請内容や提出書類が事実と異なる場合や退学や休学（半期休学含む）、学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、採用を取り消し、給付奨学金を速やかに一括で返還していただきます。

(3)月額 10 万円の無利子貸与奨学金である「中央大学貸与奨学金（東日本大震災による被災学生対象）」の募集要項につきましては、以下の web ページを参照してください。対象は 2013 年度以前入学生に限ります。

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/disaster/>

(4)その他にも学内・学外における貸与・給付奨学金制度があります(厚生課・理工学部学生生活課で扱う奨学金の募集要項は、学部生：2015 年 1 月 20 日（火）以降、大学院生：2015 年 3 月 23 日（月）以降に、厚生課・理工学部学生生活課で配布予定です。出願締切日は学部生：2015 年 3 月 9 日（月）、大学院生：2015 年 4 月上旬の予定です）。

各学部及び各大学院の給付奨学金につきましては、所属学部事務室又は大学院事務室、各専門職大学院事務課へお問い合わせください。

(5)提出された書類および申請書に記入された内容は奨学金業務以外の目的に使用することはありません。

6.お問い合わせ先（受付窓口）

◆文系学生 学生部事務室厚生課（多摩キャンパス6号館地階）

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 TEL.042-674-3461 FAX.042-674-3475

平日：9:00～12:00、13:00～17:00 土曜日：9:00～12:00

日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室します。

◆理系学生 理工学部学生生活課（後樂園キャンパス1号館1階）

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 TEL.03-3817-1716 FAX.03-3817-1668

平日：10:00～17:00 土曜日：10:00～12:00 日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室します。

◆法科大学院生 法科大学院事務課

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8 TEL.03-5368-3511

平日：10:00～17:00 土曜日：10:00～12:00 日曜日・祝日は閉室します。

◆国際会計研究科生 国際会計研究科事務課

〒162-8478 東京都新宿区市谷田町1-18 TEL.03-3513-0311

月曜日：10:00～13:00 火～金曜日：10:00～18:00 土曜日：10:00～19:00

日曜日・祝日は閉室します。

◆戦略経営研究科生 戦略経営研究科事務課（博士後期の方は厚生課へ）

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 TEL.03-3817-7485

（2015年2月7日まで）

月曜日：閉室 火～金曜日：13:00～22:00 土曜日：9:00～20:00 日曜日：9:30～18:00

（2015年2月8日以降）

平日：13:00～18:00 土曜日・日曜日・祝日は閉室します。

※窓口時間は時期により異なりますので、詳細はホームページをご確認ください。

以上